

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 体制等加算届に関する留意事項

令和6年4月
鹿児島県障害福祉課

1 提出期限

令和6年4月30日（火）までとします。

※ やむを得ず、期限までの提出が困難であると見込まれる場合は、速やかに管轄の振興局・支庁へ御相談ください。

2 提出先

事業所を所管する振興局，支庁の地域保健福祉課

※障害児入所施設については，県障害福祉課への提出となります。

3 提出方法

郵送又はメールでお願いします。

4 届出書類等

体制等に関する届出書，体制等状況一覧表，必要な加算届様式を作成してください。

なお，必要な添付書類等については，各加算届様式の注意書き，備考欄を確認してください。

【提出書類】

① 体制等に関する届出書

（異動等の区分）

- ・新規に加算を算定する場合：「新規」
- ・既に算定している既存の加算の型を変更する場合：「変更」

（例）

- ・既存の〇〇加算（Ⅰ型，Ⅱ型）
Ⅰ型からⅡ型に変更する場合：「変更」
- ・既存の〇〇加算（Ⅰ型，Ⅱ型，Ⅲ型） ※Ⅲ型は，R6報酬改定により拡充に伴い新たに設定された型
Ⅱ型からⅢ型に変更する場合：「変更」

② 体制等状況一覧表

③ 算定する加算に係る加算届（必要に応じて添付書類も提出）

※・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴わない従来の加算等の届出（以下，「従来分」。）は，令和6年4月15日（月）までに，上記2の提出先へ提出してください。

ただし、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数を決定する就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る令和6年4月からの基本報酬の算定区分や加算等については、従来どおり4月末までに届出を行ってください。

- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う分と従来分について、加算届を別々に提出する場合は、それぞれに、「体制等に関する届出書」を作成し、「体制等状況一覧表」を添付してください。